



# 島根県報

平成26年 8 月12日 (火)

号外 第 107 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公 告】**

島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の募集

(文 化 財 課) 2

島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の募集

(       "       ) 7

**公 告**

島根県立八雲立つ風土記の丘条例（昭和47年島根県条例第16号）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月12日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

**1 募集の目的**

島根県立八雲立つ風土記の丘は、古代出雲文化発祥に係る史跡とその他の文化財を総合的に保存し、さらにその活用を図り、県民文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設の管理には、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの向上及び施設の設置目的を効果的に達成することが求められている。

このため、平成17年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって終了することから、次期指定期間において施設の管理を行う指定管理者を募集する。

**2 施設の概要**

- (1) 施設名 島根県立八雲立つ風土記の丘
- (2) 所在地 松江市大庭町ほか
- (3) 主要な施設 八雲立つ風土記の丘展示学習館（松江市大庭町456）  
ガイダンス山代の郷（松江市山代町470-1）  
山代二子塚古墳土層見学施設（松江市山代町470-1）
- (4) 主要な史跡 出雲国府跡、山代二子塚古墳、出雲国山代郷正倉跡ほか

**3 指定管理者が行う業務**

- (1) 島根県立八雲立つ風土記の丘（以下「風土記の丘」という。）の施設設備の維持管理に関する業務
  - (2) 風土記の丘に係る資料の収集・保管に関する業務
  - (3) 史跡等の環境の保全に関する業務
  - (4) 風土記の丘の史跡その他の文化財に関する活用事業
  - (5) 施設の利用者の対応に関する業務
  - (6) 上記に掲げるもののほか、風土記の丘の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務
- ※ 詳細は、八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書を参照すること。
- ※ 業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

**4 指定期間**

平成27年4月1日から平成35年3月31日までの8年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思えるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

**5 管理に要する経費**

- (1) 年間委託額 61,088千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
8年間の委託額 488,704千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
※ ただし、委託料は、5年目に見直しを行い、6年目以降の指定管理料を再設定する。
- (2) 収入目標額 1,795千円（年間）  
※ メリットシステムについて  
入館料収入が収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合、その2分の1を当該年度の委託料に増額又は減額することで反映させることとする。ただし、当該増減額が10万円に満たない場合は、委託料の変更を行わない。

※ 委託料については、分割支払いとする予定（詳細は、協議により協定で定める。）

## 6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 申請の手続

- (1) 申請書（島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第33号）に定める様式）
  - ア 島根県立八雲立つ風土記の丘に係る事業計画書  
別に定める様式に従って記載すること。
  - イ 島根県立八雲立つ風土記の丘に係る収支予算書  
指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、別に定める様式に従って各経費の明細を記載すること。
  - ウ 活動実績書（法人等の過去2年間の事業報告書）
  - エ 法人等の過去3年間の決算書
  - オ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
  - カ 印鑑証明書
  - キ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
  - ク 納税証明書
- (2) その他の申請に必要な書類
  - ア 法人等の概要を記載した書類
  - イ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
  - ウ 法人等の当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類
- (3) 質疑・質問事項の取扱い  
募集要項及び八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑・質問については、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成26年9月12日（金）午後5時まで
  - イ 受付方法 「質疑表」に記入の上ファクシミリで提出すること（質疑は、ファクシミリのみで受け付ける。）。
  - ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は、「質疑回答表」により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。
- (4) 提出部数  
正本1部及び副本10部（副本は複写可）。ただし、(1)のオからクまでについては、正本1部及び副本1部（副本は複写可）。
- (5) 提出方法等

## ア 提出場所

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

## イ 提出期限

平成26年10月10日（金）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成26年10月10日（金）午後5時必着とする。

## ウ 提出方法

持参又は郵送

## (6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

ウ 申請書の差替えについては、原則として認めない。

## 8 募集要項及び仕様書等の配布

## (1) 配布期間

平成26年8月12日（火）から同年9月12日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

## (2) 配布場所

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

## (3) 配布資料（CD-Rによるデータを配布する。）

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 管理経費積算書

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

## (1) 開催日時

平成26年9月29日（月）午後1時30分から午後4時まで

## (2) 集合場所

島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館（松江市大庭町456番地）

## (3) 集合時間

午後1時20分までに集合のこと。

## (4) 内容

主要な施設である、八雲立つ風土記の丘展示学習館、ガイダンス山代の郷及び山代二子塚古墳土層見学施設の3施設について説明する予定である。

## (5) その他

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、平成26年9月24日（水）午後5時までに「申込書」により、法人等の名称及び参加者の人数、氏名をファクシミリで提出すること。

## (6) 連絡先

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

電話（0852-22-6612）、ファクシミリ（0852-22-5794）

## 10 指定管理候補者の選定

## (1) 審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること

と。

イ 事業計画書の内容が、風土記の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

オ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

## (2) 審査の項目

ア 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。

イ 管理運営費に工夫が凝らされ、効率的な管理運営が実現可能であるか。

ウ 事業計画を確実に実施するに足りる財政的基盤及び人的能力を有する団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。

エ 法令遵守のための体制がとられているかどうか。

オ 住民に対して平等な利用が図られているか。

カ 利用者の要望をくみ取って、それをサービスに反映させられるものであるか。

キ 魅力ある展示企画や史跡の活用計画がなされ、普及活用が促進されるもので、利用者の増加が図られるものであるか。

## (3) 選定方法

ア 指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、八雲立つ風土記の丘指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。

イ 委員会は、非公開とする。

ウ 候補者の選定は11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された者の名称、選定の理由、選定（評価）結果一覧表を県ウェブページで公表する。また、選定基準と項目ごとの得点等も、開示請求があれば公開するが、各選考委員ごとのものは非公開とする。

エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

## 11 指定管理者の指定及び協定等

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10(3)で選定した候補者を平成26年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

### (2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、風土記の丘の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

## 12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

## 13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指

定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

#### 14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ウェブページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

#### 15 その他留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。
- (3) 風土記の丘の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。
- (4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 指定管理者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。
- (6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (7) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

- (8) 複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定する。

代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であることが必要（県内団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあつては50パーセント超、3社の場合にあつては33パーセント超であることが必要）

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、6の(2)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

エ 7(1)のウからクまで及び7(2)の書類については、構成員ごとに提出すること。

- (9) 島根県立八雲立つ風土記の丘条例、島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

#### 16 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

郵便番号 690-8502

住所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁文化財課文化財スタッフ

電話 0852-22-6612

島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月12日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

## 1 募集の目的

島根県立古墳の丘古曾志公園は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために設置された施設である。

本施設の管理には、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの向上及び施設の設置目的を効果的に達成することが求められている。

このため、平成19年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって終了することから、次期指定期間において施設の管理を行う指定管理者を募集する。

## 2 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立古墳の丘古曾志公園
- (2) 所在地 松江市古曾志町562-1ほか
- (3) 主要な施設 古墳の丘古曾志公園（総面積：47,938平方メートル）  
野外ステージ（有料施設）ほか

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立古墳の丘古曾志公園（以下「古墳の丘古曾志公園」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2) 古墳の丘古曾志公園の有料施設等の使用許可及び使用料の徴収に関する事務
  - (3) 上記に掲げるもののほか、古墳の丘古曾志公園の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務
- ※ 詳細は、古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書を参照すること。
- ※ 業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

## 4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないことを認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 管理に要する経費

年間委託額 6,440千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5年間の委託額 32,200千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 委託料については、分割支払いとする予定（詳細は、協議により協定で定める。）

## 6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 申請の手続

- (1) 申請書（島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則（平成18年島根県教育委員会規則第29号）に定める様式）

ア 島根県立古墳の丘古曾志公園事業計画書

別に定める様式に従って記載すること。

イ 島根県立古墳の丘古曾志公園の管理に係る収支予算書

指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、別に定める様式に従って各経費の明細を記載すること。

ウ 活動実績書（法人等の過去2年間の事業報告書）

エ 法人等の過去3年間の決算書

オ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

カ 印鑑証明書

キ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

ク 納税証明書

- (2) その他の申請に必要な書類

ア 法人等の概要を記載した書類

イ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

ウ 法人等の当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類

- (3) 質疑・質問事項の取扱い

募集要項及び古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑・質問については、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成26年9月12日（金）午後5時まで

イ 受付方法 「質疑表」に記入の上ファクシミリで提出すること（質疑は、ファクシミリのみで受け付ける。）。

ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は、「質疑回答表」により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。

- (4) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)のオからクまでについては、正本1部及び副本1部（副本は複写可）。

- (5) 提出方法等

ア 提出場所

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

イ 提出期限

平成26年10月10日（金）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成26年10月10日（金）午後5時必着とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送

- (6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

ウ 申請書の差替えについては、原則として認めない。



## 8 募集要項及び仕様書等の配布

## (1) 配布期間

平成26年8月12日（火）から同年9月12日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

## (2) 配布場所

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

## (3) 配布資料（CD-Rによるデータを配布する。）

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）

エ 管理経費積算書

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

## (1) 開催日時

平成26年9月25日（木）午後1時30分から午後3時まで

## (2) 集合場所

島根県立古墳の丘古曾志公園駐車場（松江市古曾志町地内）

## (3) 集合時間

午後1時20分までに集合のこと。

## (4) 内容

古墳の丘古曾志公園内の施設等について説明する。

## (5) その他

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、平成26年9月19日（金）午後5時までに「申込書」により、法人等の名称及び参加者の人数、氏名をファクシミリで提出すること。

## (6) 連絡先

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

電話（0852-22-6612）、ファクシミリ（0852-22-5794）

## 10 指定管理候補者の選定

## (1) 審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、古墳の丘古曾志公園の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。

エ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基盤及び人的能力を有すること。

オ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

## (2) 審査の項目

ア 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。

イ 管理運営費に工夫が凝らされ、効率的な管理運営が実現可能であるか。

ウ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基盤及び人的能力を有する団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。

- エ 法令遵守のための体制がとられているかどうか。
- オ 住民に対して平等な利用が図られているか。
- カ 利用者の要望をくみ取って、それをサービスに反映させられるものであるか。

### (3) 選定方法

- ア 指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、古墳の丘古曾志公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。
- イ 委員会は、非公開とする。
- ウ 候補者の選定は11月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された者の名称、選定の理由、選定（評価）結果一覧表を県ウェブページで公表する。また、選定基準と項目ごとの得点等も、開示請求があれば公開するが、各選考委員ごとのものは非公開とする。
- エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

## 11 指定管理者の指定及び協定等

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10(3)で選定した候補者を平成26年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

### (2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、古墳の丘古曾志公園の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

## 12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

## 13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

## 14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ウェブページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

#### 15 その他留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 古墳の丘古曾志公園の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。
- (4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。
- (6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (7) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (8) 複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定する。

代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であることが必要（県内団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあつては50パーセント超、3社の場合にあつては33パーセント超であることが必要）

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が、6の(2)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

エ 7(1)のウからクまで及び7(2)の書類については、構成員ごとに提出すること。

- (9) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例、島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

#### 16 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

郵便番号 690-8502

住所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁文化財課文化財スタッフ

電話 0852-22-6612

ファクシミリ 0852-22-5794